

令和8年度市有地売却 一般競争入札応募要領

申込期間	入札日
令和8年7月28日（火）～8月10日（月）	令和8年9月1日（火）

物件所在：八千代市勝田字五反目台677番2及び同677番6
（旧すてっぷ21勝田台用地）



令和8年7月28日
八千代市 財務部 資産管理課

【目次】

入札物件	1
市有地売却一般競争入札の流れ	2
市有地売却一般競争入札参加要領	3
1 入札物件	3
2 入札参加者の資格	3
3 入札の参加申込み	3
4 入札保証金	4
5 入札及び開札の日時・場所	4
6 入札及び開札について	4
7 入札結果の通知	5
8 契約保証金	6
9 落札後の流れ	6
10 契約の締結等	6
11 その他	7
12 問い合わせ	7
13 必要書類	8
様式集	9
市有地売却一般競争入札参加申込書	10
誓約書	11
土地利用計画書	12
委任状	13
入札書	14
請求書	15
市有地売却一般競争入札参加申込書（記載例）	16
土地利用計画書（記載例）	17
入札書（記載例）	18
土地売買契約書（案）	19
【物件調書等】	25

入札物件

土地

所在	八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 2 八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 6
地積（現況）	1, 6 2 2. 6 4 m ²
地目（現況）	雑種地
都市計画による制限	市街化調整区域 用途地域指定なし 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火規制指定なし 建築基準法第 22 条指定区域 宅地造成等工事規制区域
最低売却額	3 1, 8 0 0, 0 0 0 円（約 19,600 円／m ² ）

埋蔵文化財包蔵地



※ 当該物件は、埋蔵文化財包蔵地（勝田大作遺跡）内ですが、確認調査の結果、埋蔵文化財手続きにおける本調査の実施対象外であることを確認済みです。
（担当課：文化・スポーツ課）

市有地売却一般競争入札の流れ

(1) 入札参加申込み	① 令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）までに「市有地売却一般競争入札参加申込書」、「誓約書」及び「土地利用計画書」に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて、市役所新館3階資産管理課（大和田新田312番地の5）に持参してください。（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。（令和8年8月3日（月）以降は午前9時00分から午後4時30分まで。）） ② ①の書類確認後、窓口にて、<u>受付印を押印した市有地売却一般競争入札参加申込書の写し及び入札保証金の納付書</u>を交付します。
(2) 入札保証金の納付	令和8年8月25日（火）までに納付してください。 ※ 入札保証金の額は、各自が見積る入札金額の100分の5（円未満切り上げ）以上であり、<u>最低売却額の100分の5以上ではない</u>ので、注意してください。
(3) 入札及び開札	① 入札 年 月 日 : 令和8年9月1日（火） 場 所 : 八千代市役所 新館6階 第4会議室 受 付 : 午後2時30分～午後3時00分 必要書類 : 4頁、5頁及び8頁を参照のこと ② 開札 : 午後3時00分～ 入札締切後即時行います。
(4) 売買契約締結	① 普通財産譲渡申請書の提出 ② 売買契約の締結 ③ 契約保証金の納付
(5) 所有権移転登記	売買代金の<u>完納後</u>に市が囑託により移転登記を行います。 ※ 売買及び登記に必要な費用（契約書収入印紙代、登録免許税等）は、落札者の負担となります。

市有地売却一般競争入札参加要領

1 入札物件

1 頁に記載のとおりです。

詳細については、25 頁以降をご覧ください。

2 入札参加者の資格

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体及びその役職員又は構成員

3 入札の参加申込み

入札に参加するには事前に申込みの手続きが必要になります。

(1) 期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月10日（月）まで

※ 土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで

（令和8年8月3日（月）以降は午前9時00分から午後4時30分まで）

(2) 場所

八千代市役所 新館3階 資産管理課

八千代市大和田新田312番地の5

(3) 必要書類〔8頁参照のこと。〕

ア 市有地売却一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 土地利用計画書

エ 本人確認書類（個人は住民票，法人は登記事項証明書）

オ 印鑑証明書

※ エ，オについては，発行日から3か月以内の原本であること。また，共有での申込みの場合は，全員分が必要です。

(4) 入札参加申込み完了後

(3)の必要書類を確認後、受付印を押印した①市有地売却一般競争入札参加申込書の写し及び②入札保証金の納付書を交付します。

※ 上記①及び②の領収書写しは、入札会場へ入場する際に必要となります。

4 入札保証金

各自の見積金額の100分の5（円未満切り上げ）以上の入札保証金を納付してください。**最低売却額の100分の5以上ではありません**のでご注意ください。

(1) 納付方法

市有地売却一般競争入札参加申込書受付時に交付した納付書に入札保証金額を記入し、八千代市指定金融機関で令和8年8月25日（火）までに納付してください。

(2) 領収書

(1)にて納付した際の「領収書」の写しを、入札日当日に提出してください。

(3) 落札者の入札保証金

落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。

※ 契約が締結されない場合は、入札保証金は市に帰属することとなります。

(4) 落札者以外の者の入札保証金

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、入札保証金返還用の「請求書」に記載された金融機関（ゆうちょ銀行除く）の預金口座に振込む方法により還付します。

なお、振込み手続きには、約3週間要しますのでご了承ください。また、入札保証金に利息は付しません。

5 入札及び開札の日時・場所

入札及び開札の日時等は次のとおりです。

(1) 入札

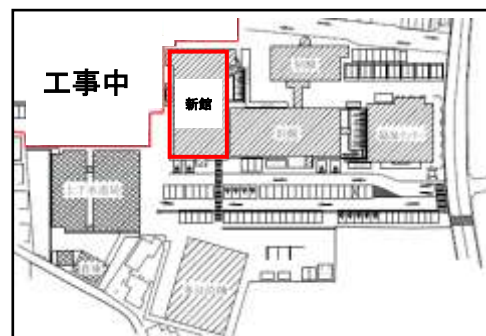
令和8年9月1日（火）

午後2時30分から午後3時00分まで

八千代市役所 新館6階第4会議室

(2) 開札

入札締切後即時行います。



6 入札及び開札について

市有地売却一般競争入札参加申込書に記載された本人又は代理人（委任状による。）が参加することができます。（関係者の入場は2名までとします。）

本応募要領に記載の最低売却額以上で、最も高い入札金額を提示した者を落札者とします。

(1) 入札について

① 必要書類〔8頁参照〕

ア 市有地売却一般競争入札参加申込書写し（受付印押印済みのもの）

イ 入札保証金を納付した際の領収書写し

ウ 委任状

※ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は必要となります。

※ 印鑑証明書（写し可）を添付してください。

エ 入札書

※ 入札参加者名（法人の場合は代表者名含む）を記入した封筒に実印で封印してください。

② 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格の無い者がした入札

イ 入札前に所定の入札保証金を納付しない者がした入札

ウ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札

エ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札

オ 同じ入札参加者による、2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ねた者による入札

キ 最低売却額に達しない金額での入札

ク 入札に関し不正行為のあった入札

ケ その他入札条件等に違反した入札

③ 入札に係る留意事項

ア 入札参加者は、入札書を投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

イ 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

(2) 開札について

① 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行います。

② 落札者となるべき入札者が、同一の入札金額により2者以上あるときは、当該入札者間において、くじによって落札者を決定します。

7 入札結果の通知

開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び入札金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立会った者に知らせます。

また、市ホームページにおいて、入札者数及び落札金額を公表します。なお、落札者名は公表しません。（個人・法人の区分は公表します。）

8 契約保証金

- (1) 売買契約締結後直ちに、市が発行する納付書により、契約保証金として、売買代金の100分の10以上の金額を納付していただきます。
※ 既に納入済みの入札保証金を契約保証金に充当しますので、売買契約締結後は契約保証金と入札保証金の差額を納付していただきます。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当します。
- (3) 契約保証金には利息を付しません。
- (4) 納付書記載の納期限までに売買代金が支払われなかった場合、落札は無効となり、契約保証金は市に帰属することとなります。

9 落札後の流れ

- (1) 落札者には入札終了後、「普通財産譲渡申請書」等、契約に必要な書類を配付します。
- (2) 「普通財産譲渡申請書」に関係書類を添付のうえ、市が指定する期日（令和8年9月15日（火）を予定）までに提出してください。
- (3) 売買契約は、落札者の名義で、市が指定する期日（予定：令和8年9月24日（木））までに締結します。
- (4) 売買代金は、市が発行した納付書に記載されている期限までに支払わなければなりません。
- (5) 落札後、落札者が契約の履行に応じない場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した契約保証金については、市に帰属することとなります。
- (6) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件の引渡しがあったものとします。
- (7) 物件の引渡し後、市が囑託により所有権移転登記を行います。

10 契約の締結等

契約にあたって付する主な条件は次のとおりです。「土地売買契約書（案）」もご確認ください。

- (1) 暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

11 その他

- (1) 物件は、現状有姿による引渡しとし、工作物等（フェンス、樹木、電柱など）を含みます。現地説明会等はいませんので、入札参加希望者は必ず現地を確認してください。
また、土地の利用制限や関連法規についても調査確認を行ってください。原則、物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (2) 物件に埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について、原則本市は対応いたしません。
- (3) 市有地売却一般競争入札及び契約等に関して用いる言語は、日本語とします。
- (4) 市有地売却一般競争入札及び契約等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とします。
- (5) 市有地売却一般競争入札及び契約等の履行に関して用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (6) 入札に係る必要書類は楷書で記入してください。
- (7) 記入間違いや不備などがあった場合、申込みが無効となる場合があります。
- (8) 入札参加者が本入札で使用する印鑑は印鑑証明書と同じものを使用してください。
- (9) 入札物件は、市の事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。この場合、入札参加に伴い要した費用（調査費等）は補償しません。

12 問い合わせ

八千代市 財務部 資産管理課（市役所 新館3階）

八千代市大和田新田312-5

直通：047-421-6724

Mail：sisankanril@city.yachiyo.chiba.jp

13 必要書類

参加形態 持参品		個人				法人	
		単独の場合		共有の場合		本人 (代表者) 代理人	
		本人	代理人	共有者 全 員	代理人		
入札参加申込時に必要な書類	市有地売却一般競争入札参加申込書 ※受付印押印後、写しを交付します。	○		○		○	
	誓約書	○		○		○	
	土地利用計画書	○		○		○	
	本人確認書類 (個人は住民票、法人は登記事項証明書) (発行日から3か月以内の原本)	○		○ 共有者全員分		○	
	印鑑証明書 (発行日から3か月以内の原本)	○ 本人のもの		○ 共有者全員分		○ 法人代表者のもの	
	入札保証金納付書 (受付時に市が交付します。)	—		—		—	
入札・開札時に必要な書類	市有地売却一般競争入札参加申込書 <u>(受付印押印済みの写し)</u>	○		○		○	
	入札保証金を納付した際の領収書写し (各自の見積価格の100分の5以上)	○		○		○	
	委任状 (参加者の実印を押印したもの) (参加者の印鑑証明書添付(写し可))	—	○	—	○	—	○
	入札書 (参加者名記名し、実印で封印)	○		○		○	

様式集

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

(申込者) 住 所
(所在地)
氏 名 実印
(名称及び代表者名)
電 話 番 号

(共有者) 住 所
氏 名 実印
電 話 番 号

(共有者) 住 所
氏 名 実印
電 話 番 号

下記市有財産売却の一般競争入札に参加を希望しますので、申込みます。

記

物件所在及び地番 八千代市勝田字五反目台6 7 7番2
八千代市勝田字五反目台6 7 7番6

- (注) 1 印鑑登録している印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。
(共有の場合は、共有者全員分)
- 2 共有者がいる場合には、各々の持分を氏名の後ろに記入してください。
上記に書ききれない場合は別紙にご記入の上、本書に添えてご提出ください。

受 付 印	
-------------	--

誓 約 書

当社（個人の場合は私）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、八千代市が必要であると判断した場合は、八千代市が警察に照会することについて承諾します。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体及びその役職員又は構成員

2 市有地売却一般競争入札に係る公告、入札応募要領及び売買契約書（案）の内容を承知のうえで参加します。

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

住 所
（所 在 地）

氏 名
（名称及び代表者名）

実印

令和 年 月 日

土地利用計画書

(あて先) 八千代市長

〒 ー
住 所
申込者 氏 名 実印
(会社名・代表者名)
電話番号 ()

〒 ー
住 所
共有者 氏 名 実印
電話番号 ()

下記の市有地を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

1 土地の表示	所在地	勝田字五反目台677番2 勝田字五反目台677番6
	面 積	1622.64㎡
2 土地利用目的		
3 事業内容	(建築物を建築する場合は、建築予定時期を記載してください。)	

令和 年 月 日

委任状

(あて先) 八千代市長

住 所

氏 名

実印

(会社名・代表者名)

私は次の者を代理人と定め、入札物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

入札物件

所 在 地
勝田字五反目台 6 7 7 番 2
勝田字五反目台 6 7 7 番 6

【注意事項】

- ※ 法人の代表権のない方又は個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は必要となります。
- ※ 印鑑証明書（写し可）を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所 _____
(所 在 地)

氏 名 _____ 実印
(名称及び代表者)

代 理 人 氏 名 _____ 印

次の金額で買受けたいので、下記物件にかかる入札応募要領及び現地を確認の上、八千代市財務規則を遵守し、入札します。

なお、八千代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定を受ける場合においては、市議会の議決を得たときに契約が成立することを承知します。

			十億			百万			千			円
金 額												

※ 金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

物件所在及び地番 八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 2
 八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 6

請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

令和 年 月 日に実施した市有地売却一般競争入札の入札保証金返還分として、
上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

氏 名

実印

(振込先)

金融機関名	銀行 金庫 組合										口座 種目	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号												
口座名義	フリガナ											
	氏名											

市有地売却一般競争入札参加申込書（記載例）

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

（申込者） 住 所 千葉県八千代市大和田新田312番地の5
（所在地）

氏 名 八千代 太郎



実印

（名称及び代表者名）

電 話 番 号 047-483-1151

（共有者） 住 所

氏 名

実印

電 話 番 号

（共有者） 住 所

氏 名

実印

電 話 番 号

下記市有財産売却の一般競争入札に参加を希望しますので、申込みます。

記

物件所在及び地番 八千代市勝田字五反目台677番2
八千代市勝田字五反目台677番6

（注）1 印鑑登録している印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。

（共有の場合は、共有者全員分）

2 共有者がいる場合には、各々の持分を氏名の後ろに記入してください。

上記に書ききれない場合は別紙にご記入の上、本書に添えてご提出ください。

受 付 印	
-------------	--

令和 年 月 日

土地利用計画書（記載例）

（あて先） 八千代市長

〒 2 7 6 - 8 5 0 1

住 所 千葉県八千代市大和田新田 312 番地の 5

申込者 氏 名 八千代 太郎
(会社名・代表者名)



実印

電話番号 0 4 7 (4 8 3) 1 1 5 1

〒 ー

住 所

共有者 氏 名

実印

電話番号 ()

下記の市有地を買受けたいので、土地利用計画書を提出します。

1 土地の表示	所在地	勝田字五反目台 6 7 7 番 2 勝田字五反目台 6 7 7 番 6
	面 積	1 6 2 2 . 6 4 m ²
2 土地利用目的	駐車場として整備し管理するため 等	
3 事業内容	(建築物を建築する場合は、建築予定時期を記載してください。) 建築時期 令和〇年〇月	

入 札 書（記載例）

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

住 所 千葉県八千代市大和田新田312番地の5
（所在地）

氏 名 八千代 太郎 実印
（名称及び代表者）



代理人氏名 _____ 印

次の金額で買受けたいので、下記物件にかかる入札応募要領及び現地を確認の上、八千代市財務規則を遵守し、入札します。

なお、八千代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定を受ける場合においては、市議会の議決を得たときに契約が成立することを承知します。

金 額			十億			百万			千			円
				¥	3	1	8	0	0	0	0	0

※ 金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

物件所在及び地番 八千代市勝田字五反目台677番2
八千代市勝田字五反目台677番6

土地売買契約書（案）

売出人 八千代市（以下「甲」という。）と買受人 （落札者）（以下「乙」という。）とは、八千代市財務規則に基づき、次の条項により市有財産の売買に関する契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（本物件の売買）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「本物件」という。）を実測面積により乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（本物件を引渡しまでの取扱い）

第3条 乙は、本契約締結後、引渡しまでの間に、本物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償を請求し、又は本契約について催告を伴うことなく解除をすることができない。

（本物件の売買代金）

第4条 売買代金は、金 円とする。

2 本契約書第11条の規定により本物件を引渡した後において面積の増減等が確認された場合の前項の売買代金と実際の面積を用いての金額との差額（本物件に係るその他の処分、整理、復旧等に係る必要経費等を含む。）及び損害賠償の請求については、甲乙互いに求めないものとする。

（現状有姿による譲渡及び留意事項）

第5条 甲は、本物件を現状有姿にて譲渡するものとし、乙は、現地に設置されている施設等（植込み、浄化槽施設、地下埋設物等）について、これを無償で

引き受けるものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、契約保証金として 金_____円を、甲が発行する納付書により、甲に納付するものとする。ただし、乙が八千代市財務規則第146条第3項のいずれかに該当するものであった場合は、乙は契約保証金の納付について甲と協議できるものとする。

【契約保証金の内訳】

- ・入札保証金から振り替える契約保証金 金_____円
- ・上記金額を除いた契約保証金 金_____円

(売買代金の納付)

第7条 乙は、第4条に定める売買代金を、甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により一括して納付しなければならない。

(契約保証金の処分)

第8条 乙が前条の指定日までに売買代金を納付しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(収入印紙等)

第9条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の収入印紙等及び登記嘱託書に必要な書類を甲に提出するものとする。

(所有権の移転)

第10条 本物件の所有権は、乙が売買代金を全額支払ったことを確認後、乙に移転するものとする。

(本物件の引渡し等)

第11条 甲は、本物件の所有権が乙へ移転した際に、本物件を乙へ引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、引渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容

に適合しないことを理由として、甲に対し、履行の迫完、損害賠償の請求又は本契約の解除を申し出ることができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(返還金等)

第14条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙の支払った売買代金を乙が指定する金融機関の乙名義の口座に振り込むものとする。この場合において、返還する売買代金には利子を付さないものとする。

2 前項に規定する売買代金のほか、本物件に関し支出した必要経費、有益費その他乙が負担した一切の費用は、返還しないものとする。

(乙の原状回復義務等)

第15条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、本物件を原状に回復させることが適当でないと甲が認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに本物件の所有権移転登記の抹消登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できるものとする。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結に要する費用（印紙代を含む。）は、全て乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第18条 本物件に賦課される公租公課において、引渡し以後、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第19条 乙は、本契約の締結日から10年間、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(違約金)

第20条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条に定める損害賠償額の一部と解釈しない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が、第19条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償及び補償をすることを要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、本物件の引渡し後においては、十分な注意を持って本物件を管理し、近隣住民その他の第三者と紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第23条 本契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事由が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議の上決定する。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(特記事項)

第25条 乙は、本物件にかかる入札応募要領に記載された売却条件などの内容を承諾のうえ、本契約を締結した。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県八千代市大和田新田3 1 2番地の5
八千代市
八千代市長 服 部 友 則

乙（落札者）

土地の表示

- 1 所在 八千代市勝田字五反目台6 7 7番2
八千代市勝田字五反目台6 7 7番6
- 2 地目 雑種地
- 3 面積 1 6 2 2 . 6 4 m²

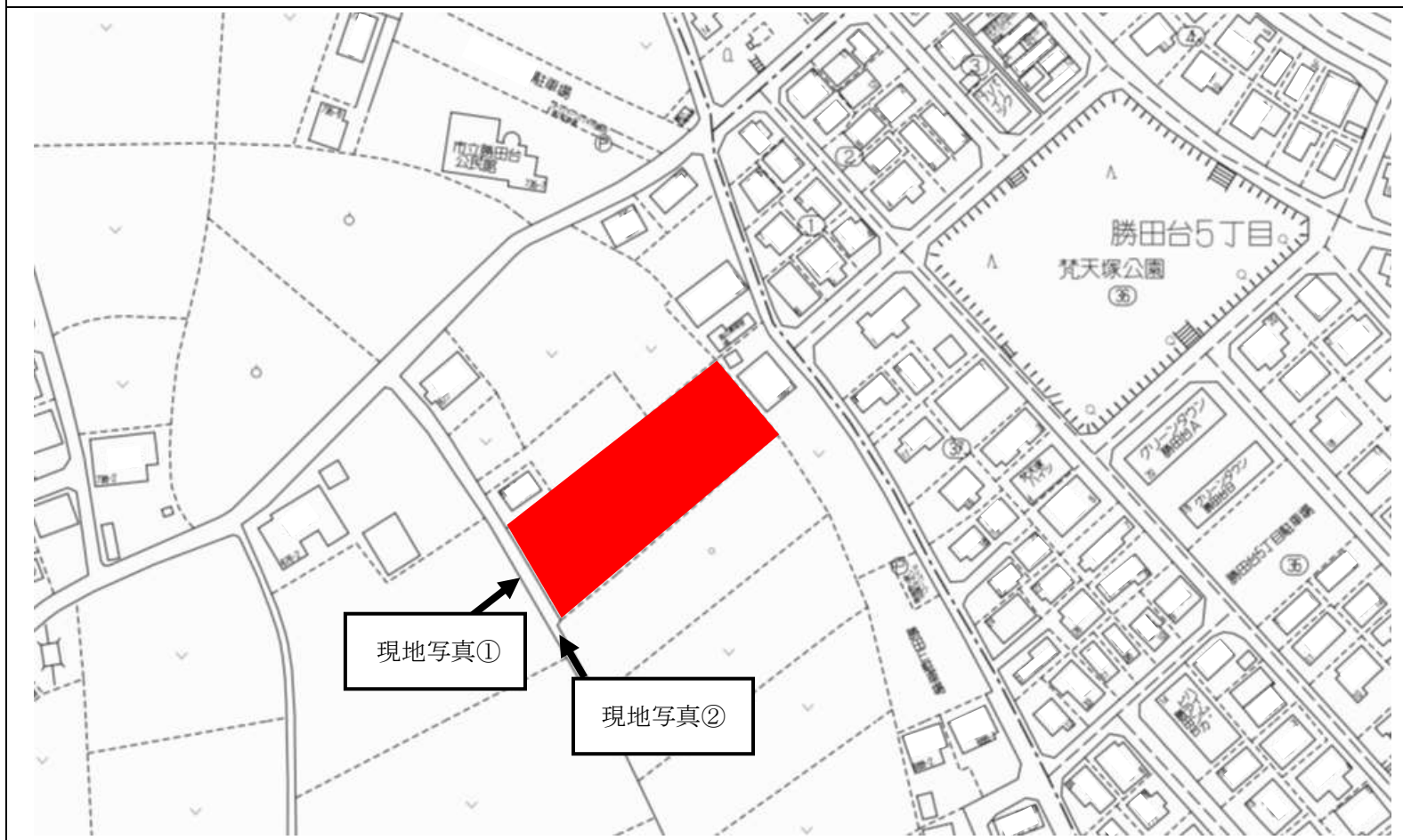
【物 件 調 書 等】

【土地】

所 在 地	八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 2 八千代市勝田字五反目台 6 7 7 番 6			最低売却額（円） 3 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 （約 1 9 , 6 0 0 円／㎡）	
地 積	1 , 6 2 2 . 6 4 ㎡	地目 （公簿）	雑種地 （宅地）	形 状	長方形
道路幅員及び接面状況等	・ 南西側：幅員約 4 . 0 m舗装市道 （建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路）				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	—	負担等の内容	—	
法令等に基づく制限	区 域 区 分	市街化調整区域		用 途 地 域	指定なし
	建 ぺ い 率	6 0 %		容 積 率	2 0 0 %
	絶対高さ制限	—		防火地域／準防火地域	指定なし
	その他の制限	建築基準法第 2 2 条指定区域 宅地造成等工事規制区域			
供給・処理施設状況	施設区分		引込状況		
	電 気		可		
	上 水 道		可		
	下 水 道		可		
	都市ガス		不可		
	詳細は事業者等に確認してください。				
交 通 機 関 （現地まで）	鉄道等		京成本線「勝田台駅」より南へ約 1 . 7 km		
近隣の状況等	農地（畑）が多い一方、戸建住宅・公民館・病院等も存在する。				
留 意 事 項	・ 本物件は市街化調整区域内であり、原則建築物を建てることはできないが、連たん制度の適用により、戸建住宅を建築できる可能性があるため、利用計画に応じて担当課（開発指導課）へご相談ください。 ・ 本物件は、公共下水道接続区域である一方、隣接地については区域外となっているため、利用計画に応じて担当課（下水道課）へご相談ください。				

※ 上記調書及びその他の資料はあくまで参考であり、現況を優先します。現地確認、関係課への問合せ等、各自で必ず物件のご確認をお願いいたします。

位置図



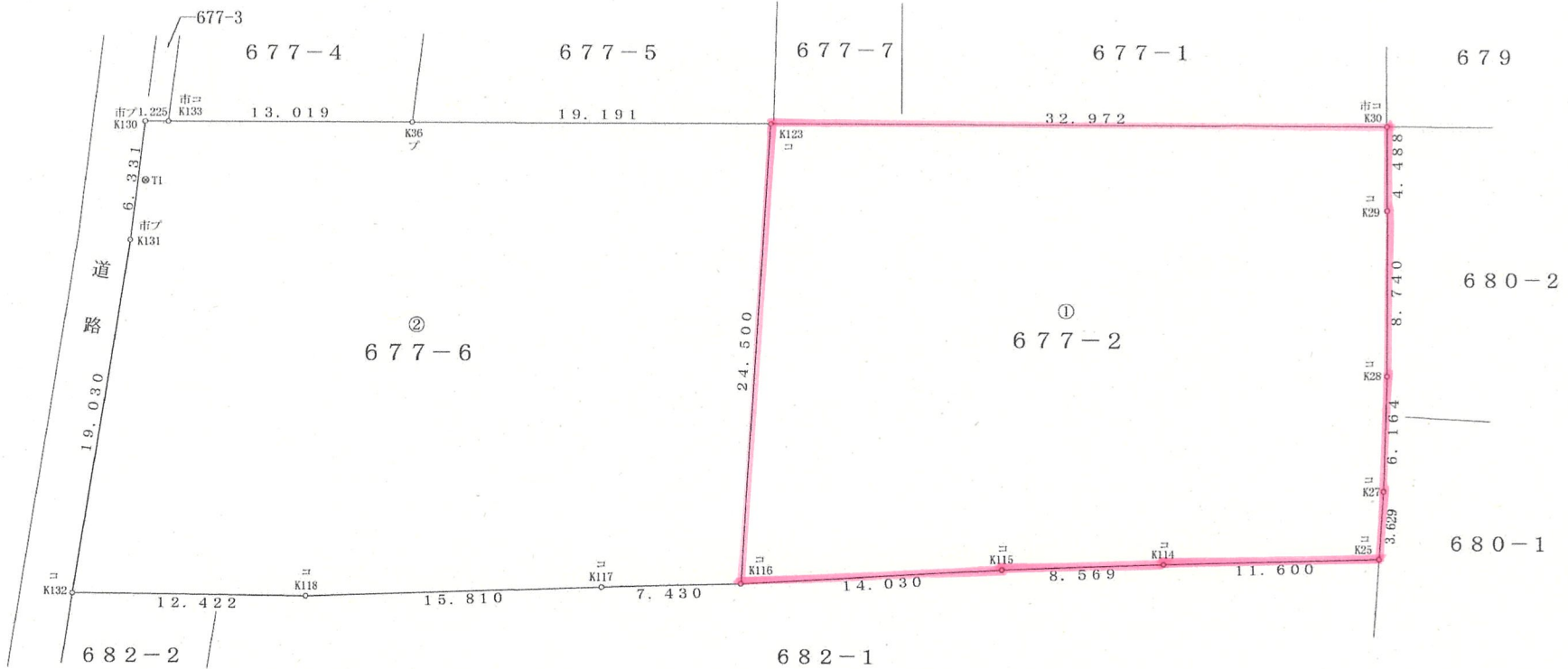
現地写真

①南西側から



②接道部分（南東側から）





凡 例

筆界点	境界標の種類
市コ	市コンクリート杭
市ブ	市金属プレート
コ	民コンクリート杭
ブ	民金属プレート
鉄	金属板

座標求積表

地 番 ② 677-6				
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} - Y _{n-1})	
K123	5020.249	5026.746	-140115.149590	
K36	5010.151	5010.427	-137213.005437	
K133	5003.296	4999.359	-60589.914560	
K130	5002.651	4998.317	8134.310526	
K131	4996.910	5000.985	50163.979490	
K132	4979.366	5008.356	89598.711804	
K118	4985.804	5018.979	118507.575276	
K117	4994.587	5032.125	-96685.215146	
K116	4998.664	5038.337	-26887.813656	
合 計			-1716.091001	
合 計 面 積			858.0455005	
地 積			858.04 m ²	

座標求積表

地 番 ① 677-2				
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} - Y _{n-1})	
K30	5037.628	5054.766	-153219.455620	
K123	5020.249	5026.746	-82477.670821	
K116	4998.664	5038.337	115324.177144	
K115	5006.730	5049.817	93110.157810	
K114	5011.503	5056.934	84173.204388	
K25	5017.897	5066.613	39962.531708	
K27	5021.095	5064.898	-24246.867755	
K28	5026.415	5061.784	-38889.372855	
K29	5033.832	5057.161	-35327.432976	
合 計			-1590.728977	
合 計 面 積			795.3644885	
地 積			795.36 m ²	

旧すてつぷ21勝田台用地確定測量業務委託

令和4年度

路線名			
委託箇所	八千代市勝田677番2外		
図面種別	用地実測図原図		
図面番号	全	葉の内第	号
縮 尺	1:250	内容表示	
八千代市子ども部子ども保育課			
課 長		設計者氏名	

地番	677-6、677-10	地積測量図
土地の所在	八千代市勝田字五反目台	

座標求積表

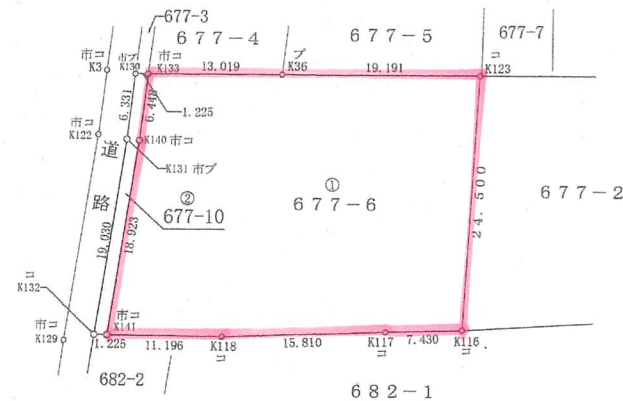
地番 ① 677-6			
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} - Y _{n-1})
K123	5020.249	5026.746	-140115.149590
K36	5010.151	5010.427	-137213.005437
K133	5003.296	4999.359	-41792.531488
K140	4997.447	5002.074	50199.355115
K141	4980.001	5009.404	84186.916905
K118	4985.804	5018.979	113282.452684
K117	4994.587	5032.125	96685.215146
K116	4998.664	5038.337	-26887.813656
合 計			-1654.560321
合 計 面 積			827.2801605
地 積			827.28 m ²

地番 ② 677-10			
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} - Y _{n-1})
K132	4979.366	5008.356	41921.282354
K141	4980.001	5009.404	-31284.366282
K140	4997.447	5002.074	-50199.355115
K133	5003.296	4999.359	-18797.383072
K130	5002.651	4998.317	8134.310526
K131	4996.910	5000.985	50163.979490
合 計			-61.532099
合 計 面 積			30.7660495
地 積			30.76 m ²

総合計面積	858.0462100 m ²
-------	----------------------------

引照点座標一覧表			
測点名	種 類	X 座 標	Y 座 標
K3	市コンクリート杭	5001.487	4995.784
K122	市コンクリート杭	4995.828	4998.414
K129	市コンクリート杭	4977.376	5006.167

座標の種類	任意座標
測量年月日	令和4年12月1日



凡 例

筆界点	境界標の種類
市コ	市コンクリート杭
市ブ	市金属プレート
コ	民コンクリート杭
ブ	民金属プレート
鉄	金属板

作成者

八千代市大和田新田348番地
土地家屋調査士法人 千葉測量企画
代表社員 土地家屋調査士 豊田 武文 (令和5年2月22日作成)

囑託者

八千代市長 服部友則

縮尺

1/500